

令和 3 年 5 月 1 0 日

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う今後の活動制限について

危機対策本部長  
湊 長 博

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う今後の活動制限については、京阪神地域に対する政府のまん延防止等重点措置の対象区域への指定(4月25日からは緊急事態宣言に移行)及び京都府からの大学に対する新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の要請を踏まえ、当面5月12日までを目途に「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドライン」における各カテゴリーの対応レベルを再度**レベル 2(-)**とすることについてご案内しておりました。

現在、京阪神地域の3府県に発せられている緊急事態宣言については5月31日までの延長が決定され、基本的対処方針として、日中を含めた不要不急の外出・移動、不要不急の都道府県間の移動、飲食を伴う多人数による会合等の自粛については、引き続き、5月31日までの継続を要請されております。

これらの状況を踏まえ、当面、京阪神地域が緊急事態宣言下にある5月31日までの間は、引き続き、活動制限の**レベル2(-)**を継続することといたします。

なお、今後の感染拡大の収束状況によっては、現在の活動制限レベルの引き下げについても検討してまいります。

各部局におかれましては、現下の厳しい状況に鑑み、引き続き、感染拡大防止に最大限取り組んでいただきますようお願いいたします。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドライン:レベル2(-)

<b>【 Category1: 授業(講義、演習、実験、実習)・課外活動】</b>
<p>○ 授業活動等 対面授業は原則停止し、オンライン授業を中心に実施する。やむを得ず対面授業を実施する場合には、「感染拡大予防マニュアル-令和3年度前期授業の実施における配慮について-(第6版)」(令和3年3月30日危機対策本部通知)を踏まえ、感染拡大の予防に十分留意しつつ、必要な安全対策を確認した上で実施する。</p> <p>○ 課外活動 感染拡大の予防に関して十分な安全対策が確認された屋外における活動など一部を除き課外活動を自粛する。</p> <p style="text-align: center;">※課外活動の実施にあたっては別途通知による留意事項あり。</p>
<b>【 Category2: 学内会議の実施・職員の勤怠】</b>
<p>○ 学内会議の実施 感染拡大の防止に最大限の配慮をしたうえで、対面会議を実施する場合には、オンライン参加を推奨する。</p> <p style="text-align: right;">※レベル2に同じ</p> <p>○ 職員の勤怠 通常の業務量の維持に努めつつ、在宅で可能な業務は在宅勤務を推奨する。 時差出勤を推奨する。</p>
<b>【 Category3: 研究活動】</b>
<p>○ 研究室内の換気、各員の手洗い、マスク着用の徹底、及び接触や不要不急な滞在時間の削減など、感染防止に十分な注意を払いつつ、通常の研究活動への復帰をめざす。</p> <p style="text-align: center;">※「感染拡大の防止と研究活動の両立に向けたガイドライン」(令和2年5月14日文部科学省作成)を踏まえ、感染拡大の予防に最大限の配慮をする。</p>

<参考リンク先>

[新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動制限のガイドライン\(第3版\)](#)